

防災マイスタースキルアップ研修 Q & A

相模原市への質問

Q 1. 市では防災マイスターを災害時にどのように生かそうとしていますか。

A 1. 防災マイスターは地域における防災知識の普及啓発を進めていただくために認証しており、災害時には、特定の役割をお願いしておりませんが、個人の判断において活動していただけることと考えております。また、防災マイスターの平時からの普及啓発活動は災害時におきましても生かされるものであると承知しております。

Q 2. 公民館、市の出先機関に備蓄品はどのくらい数量があるのか知りたい。

A 2. 避難所としての使用が想定されていない施設につきましては、基本的に備蓄品は用意されておりません。ただし、避難場所に指定されている公民館等につきましては、少量の毛布の備蓄がございます。状況に応じて備蓄倉庫等から不足分の毛布を準備する可能性はございますが、その他食料等の必要物品については、非常持出品として各家庭で事前に準備していただいた上で避難していただくよう周知に努めていただけますと幸いです。

Q 3. 自助・共助・公助について詳しく説明が聞きたい。

A 3. 自助とは自分の身は自分で守るという考え方、具体的な行動としては家庭内備蓄や非常持出品の準備、ハザードマップの確認等が挙げられます。共助は自分たちのまちは自分たちで守るという考え方で、自主防災組織での活動、具体的には（自主）防災訓練等が挙げられます。最後に公助は行政による支援のことで、具体的には消防活動や他都市との連絡調整などが挙げられます。

Q 4. 防災マイスターの活動率が知りたい。

A 4. 平成30年度の実績で見ますと、43名のマイスターにご活動いただきました。全体の認証者数から計算いたしますと約22%の活動率となっており、危機管理課としても課題として認識しております。活動率向上のため、まちかど講座の講師としてマイスターの皆様を派遣させていただき旨をお伝えいたしましたが、今後も引き続き防災マイスター制度の周知等に努めてまいりたいと考えております。

Q 5. 避難所間や行政間、市民との情報交換の手段、方法等はどのようなものか

A 5. 本市におきまして、情報の錯綜を防ぐといった理由から、各避難所間をはじめとする横の連絡体制については想定しておりませんが、災害時の情報伝達につきましては各現地対策班を通じ、区本部および災害対策本部に集約し、対応する計画となっております。

仙台市への質問

Q 1. 津波対策の訓練はどの程度の頻度で行なわれていますでしょうか。

A 1. 本市では、平成 25 年度以降、東日本大震災を教訓とし、津波から命を守ることを目的とした津波避難訓練を年 1 回実施しております。

(参考)

平成 30 年度は、11 月 5 日（月曜日）の「津波防災の日」に仙台市沿岸部において津波避難訓練を実施しました。当日は、午前 8 時 45 分に三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0、市内における最大震度は 6 強の地震が発生し、午前 8 時 48 分に宮城県に大津波警報が発表され、午前 9 時 30 分に仙台港に 7 メートルの津波が到達するという想定のもと、津波避難広報訓練、津波避難訓練を実施しました。当日は 9,437 名が訓練に参加しました。

Q 2. 再度津波が来た場合、市民の避難率は何%程度と予測されますでしょうか。

A 2. 避難率の予測はしておりませんが、避難が必要な地域の全員に避難していただけるよう啓発に努めています。気象庁から津波警報や津波注意報が発表された場合は、仙台市では避難指示（緊急）を速やかに発令し、避難の呼びかけを繰り返し行います。携帯電話への緊急速報メールの配信や、津波情報伝達システム（屋外拡声装置）を使ったサイレン・音声による伝達、広報車の巡回とヘリコプターからの呼び掛けなど、様々な伝達手段を使い、避難が必要な地域に確実に情報が伝わるよう準備しております。

Q 3. 備蓄品の供給率および支援物資の再配分についての状況をお聞かせください。

A 3. 本市においては、東日本大震災発生時の最大避難者数 105,947 人をもとに、避難者 106,000 人と災害復旧対応にあたる市職員 10,000 人の 2 日分の食料及び飲料水を備蓄しています。また、支援物資については、一度物資集配拠点に集約し、関係機関と連携の上、指定避難所等の要請に基づいて円滑に物資供給できる体制を整えております。

Q 4. 集合住宅における被災事例について、把握していることがあればお聞かせください。

A 4. 市内の約 1,400 棟の分譲マンションでは、倒壊にいたるマンションはありませんでしたが、100 棟以上が「全壊」のり災判定を受けるなど、建物や附帯設備に甚大な被害が多数発生しました。市内のマンションでは、建物の傾斜や構造躯体の破損など構造的な被害は少なかったものの、以下のような被害が多く生じました。

- ・ 共用廊下やバルコニーなどの非耐力壁の損傷
- ・ 高架水槽、受水槽等の外部部材の破損
- ・ 敷地内のアスファルト舗装の沈下、これに伴う配管の損傷

市内ほぼ全てのマンションで電気・都市ガス・水道のライフラインが停止したことにより、生活面に支障をきたしました。

- ・ ライフライン停止時の水や食料の調達・運搬、高層階からの避難困窮など、高層建築物ならではの課題が生じました。
- ・ 特に、断水とエレベーターの停止により、水の入手や運搬が困難であったという声が高齢者などから多く聞かれました。
- ・ 通信手段の途絶により、災害情報の入手に苦慮した事例もありました。

Q 5. 講義の中で、地域別で避難所運営マニュアルが作成されていると伺いました。実際に地域ごとにどのような違いがあるのかお聞かせください。

A 5. 仙台市は東西約 51 km、南北約 31 km、面積は約 786 km²であり、また海拔 0m の海岸地域から 1,500m の山間地域を含む地勢となっております。このような地勢から、海岸地域であればまず津波を想定し、さらに河川の河口部付近に位置していれば河川洪水も踏まえたマニュアルが作成されています。一方、山間地域の場合は土砂災害の危険度が高いため、土砂災害を想定したマニュアルが作成されています。その他、防災重点ため池の存否等、地域特有の災害リスクを踏まえて特色のある避難所運営マニュアルが作成されております。

Q 6. 避難所開設について、最初にやるべきこと、一番困ったことをお聞かせください。

A 6. 住民の方の避難行動や避難者数にもよりますが、避難所開設時において最初にやるべきことは、避難者名簿の準備、避難スペースの区割りのほか、場所の明示をしつつ避難所に備蓄している食料や非常用発電機、投光器、簡易式トイレ、テント式プライベートルームなどを適切な場所に設置、準備することだと考えます。また、一番困ったことについては、老若男女、障がいがある方、妊産婦、乳幼児連れの方等、様々な事情をお持ちの方が一斉に避難所に避難してまいりますので、避難所開設初動時に個々の事情に応じたきめ細やかな対応が難しいこと、避難者の安全安心を確保するための防犯体制の構築が挙げられます。

Q 7. 仙台市は「復旧」は進んでいると思いますが、「復興」についてはいかがでしょうか。

A 7. これまで、復興公営住宅や津波避難施設などの整備に加えて、仙台市復興5年記録誌の編纂など復興に関する様々な情報発信を実施してきましたが、生活再建支援や健康支援の分野などでは、長期にわたる取り組みが必要です。本市では、今後も東日本大震災の復興に継続的に取り組むとともに、経験・記憶の継承と発信を含む、震災の経験を活かした取り組みを展開していきます。

Q 8. 浄化センターの被災状況を拝見しましたが、浄化センターをはじめとしたライフライン全般の復旧までの日数と復旧までの被災者の対応についてお聞かせください。

A 8. 主なライフラインの状況は次のとおりです。（電気は民間企業によるものです。）いずれも復旧までの間、記者発表やラジオ等による復旧に関する情報提供や、問い合わせに関する対応を行いました。

水道

- ・ 3月13日に最大約23万戸が断水。市内の断水人口は一時約50万人に上った。
- ・ 全国からの給水車による給水が行われた。
- ・ 3月29日には、津波や地すべり等の甚大な被害に遭った地域を除き、ほぼ市内全域で水道水の供給を確保することができた。

下水道

- ・ 停電のため自家発電によるポンプ場運転開始、南蒲生浄化センターが津波による被害のため機能停止し、簡易処理により対応した。
- ・ 下水道施設では大きな被害を受けたが市民の下水道利用は可能であった。

電気（民間企業によるもの）

- ・ 地震や津波により電力供給設備に甚大な被害が生じた。3月11日仙台圏営業所合計で約841,000戸の供給支障が発生。
- ・ 復旧活動により、市内においては3月28日には津波による流失地域や震災の影響で現地への立入りが困難な地域等を除き、復旧に着手可能な地域の停電がほぼ解消した。

都市ガス

- ・ 都市ガスを製造する港工場が津波被害を受け3月11日に全面供給停止。
- ・ 4月16日避難勧告区域等を除く開栓作業完了（310,830戸）

Q 9. 開設された避難所において、平時から避難所運営協議会の委員や地域団体が避難所運営でどのように関わっていたかお聞かせください。

A 9. 年に数回、地域住民主体による避難所運営委員会が開催され、防災訓練の企画や実施、避難所運営マニュアルの改定を行う等の関わりを持っていただいております。

Q10. 津波が到達したエリアについて、その後の様子をお聞かせください。

A10. 津波により甚大な被害を受けた東部沿岸地域のうち約1,210haについて、住宅の建築ができない災害危険区域に指定し、お住まいだった方々に安全な内陸に移転していただく防災集団移転促進事業（以下「防集事業」といいます。）を進めてきました。防集事業により買い取った土地（移転跡地）のうち七北田川以南の5地区について、被災者の想いをくみ取りながら有効活用を図るべく、平成27年度から具体的な検討を開始しました。この広大な土地において、民間の自由な発想や提案を最大限に活かしながら、行政だけではできない、仙台の新たな魅力や価値を創出することを目指して検討を進め、平成29年3月には、跡地利活用に係る基本理念や土地利用方針を「仙台市東部沿岸部の集団移転跡地利活用方針」（以下「跡地利活用方針」といいます。）としてまとめ、公表しました。東部沿岸部に「新たな魅力の場」を創出し、新しい交流が生まれ、まちが賑わい、活性化すること。同時に、そうした新たな試みが税収増などの形で波及効果を生み、本市の復興のさらなる加速につながっていくこと。これらを実現に導くためには、この広大な跡地の利活用の条件や本市の支援方策を具体的に示したうえで、利活用事業者の積極的な提案を募ることが重要であると考え、公募に向けた課題の整理や募集条件についての検討をさらに進めるため、移転跡地において事業をお考えの事業者の皆様との意見交換も進めてきました。平成29年度から、具体的な土地利用条件などをお示しし、跡地利活用方針に沿った事業の実現に取り組みながら、他の事業者や地元活動者、地権者などの多様な主体と連携したまちづくりを、本市とともに進めていただける事業者の募集を行い、これまでに利活用事業候補者として13事業者を決定しました。今年度、事業候補者が決定していない区画等について、事業者の第3次募集を行います。